

## 自主保安活動チェックシート（都道府県協会提出用）（平成31年4月30日現在）

申告書

販売事業所名  
担当部署名、ご担当者名  
連絡先（電話番号）

## I. 保安方針

項目		得点	備考
<b>No. 1 保安体制・責任と権限の明確化</b>			
① 保安確保の目標管理	計画	0点	2点又は0点
	実行	0点	2点又は0点
	検討・評価	0点	2点又は0点
<b>No. 2 安全機器等の設置の取組</b>			
① ガス警報器	設置推進	0点	2点又は0点
	設置率	0点	2点、1点又は0点
② 漏洩検知装置	設置推進	0点	2点又は0点
	設置率	0点	2点、1点又は0点
③ 集中監視システムの導入	設置推進	0点	2点又は0点
	導入率等	0点	3点、2点、1点又は0点
④ 安全装置付きガスコンロ		0点	1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置		0点	2点又は0点
⑥ ガス栓カバー等		0点	2点又は0点
<b>No. 3 予防保全（期限管理）</b>			
① 調整器、高低圧ホースの定期交換		0点	3点又は0点
② 定期交換の管理		0点	2点又は0点
③ 老朽化設備・機器の一掃		0点	2点又は0点
合計			点

## II. 保安管理体制

項目		得点	備考
<b>No. 1 保安教育・資格取得</b>			
① 保安教育の実施	体制整備等	0点	2点又は0点
	技術力向上指導	0点	3点又は0点
	保安講習会参加	0点	2点又は0点
② 従事者の資格取得状況		0点	3点、2点又は0点
<b>No. 2 CO（一酸化炭素）中毒事故防止対策</b>			
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動		0点	2点又は0点
② 消費設備の保安啓発活動		0点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換		0点	3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知		0点	3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置		0点	3点又は0点
<b>No. 3 配管図面</b>			
① 配管図面の保管		0点	3点又は0点
<b>No. 4 埋設管の管理</b>			
① 経年埋設管の交換		0点	2点又は0点
② 他工事業者による事故防止対策		0点	3点又は0点
合計			点

## III. 保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

項目		得点	備考
<b>No. 1 自主的な保安高度化の取組</b>			
① 法定期間内における供給設備点検頻度		0点	3点、1点又は0点
② 法定期間内における消費設備調査頻度		0点	3点、1点又は0点
③ メータの異常表示の確認		0点	2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査		0点	3点又は0点
<b>No. 2 消費者保安啓発活動</b>			
① 消費者への保安啓発活動		0点	3点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動		0点	2点又は0点
③ 高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動		0点	3点又は0点
④ リコール対象品への対応		0点	2点又は0点
⑤ 長期使用製品安全点検制度への協力		0点	2点又は0点
合計			点

## IV. 自然災害対策（災害対策への取組）

項目		得点	備考
① ガス放出防止型高圧ホース又はガス放出防止器の設置	設置推進	0点	2点又は0点
	設置率	0点	3点、2点、1点又は0点
② 容器への鎖又はベルトの2本取付け		0点	3点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加		0点	2点又は0点
④ 災害マニュアル、災害対策指針等の整備等		0点	2点又は0点
⑤ ハザードマップの活用		0点	2点又は0点
⑥ 災害発生時の対応について		0点	1点又は0点
合計			点

## 総合計（I+II+III+IV）

		点	—
--	--	---	---

**保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス  
販売事業者の各事業所表彰申告書**  
(4月30日現在)

1. 登録事業者名／ふりがな： \_\_\_\_\_  
 ※1 事業所である場合には、登録事業者名の後に括弧書で事業所名を記載すること。  
 ※2 事業所である場合には、以下の\*の項目については、事業所についても付記すること。  
 資本金： \_\_\_\_\_ \*従業員数： \_\_\_\_\_ 名
2. \*所在地：〒 \_\_\_\_\_  
 \*電話番号： \_\_\_\_\_ \*FAX 番号： \_\_\_\_\_
3. \*代表者氏名： \_\_\_\_\_ \*役職名： \_\_\_\_\_
4. 登録年月日： \_\_\_\_\_
5. \*過去5年間の法令違反の有無：有、無  
 (最終立入検査年月日：平成 年 月 日)
6. \*過去5年間の事故(消費者ミスに係るものを含む。)歴の有無：有、無  
 (発生年月日：平成 年 月 日及びその内容) \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_
7. \*消費者戸数： \_\_\_\_\_ 戸
8. 本表彰制度における受賞歴：表彰名 \_\_\_\_\_ (受賞年度 \_\_\_\_\_)
9. その他主な表彰の受賞歴：表彰名 \_\_\_\_\_ (受賞年度 \_\_\_\_\_)
10. 関連機関における活動履歴(県LPガス協会等保安業務に関係した経歴があれば記載)  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_
11. 過去5年から10年の間に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)違反による処分又は指導(以下「処分等」という。)の有無(処分等を受けている場合には、その処分内容と改善状況を記載)  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_
12. 保安活動の概要(自主保安として取り組んだ内容が分かるように記載のこと。)

(申告書に評価項目表を添付のこと)

(留意事項)

- ・ 自主保安の取組についてヒアリングを行う場合があります。
- ・ 被表彰者の評価項目の総合点数を公表する場合があります。

評価項目

(自主保安活動自己診断チェックシート)

I. 保安方針

注1) 各項目について事業者(所)内に徹底されている場合に得点できる。

注2) ここでいう設置率100%とは99%を超えるものをいう。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
No. 1 保安体制・責任と権限の明確化					
① 保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 (計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。) (実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。) (検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。)	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	2点	点	2点又は0点
		実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	2点	点	2点又は0点
		検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	2点	点	2点又は0点

注意：別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。

No. 2 安全機器等の設置の取組					
① ガス警報器	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。(設置率100%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。) (一消費者に対しガス警報器が複数設置されている場合であっても、設置率の設置数(分子)は1とする。)	① 法令義務施設以外の施設も含まれます。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率80%以上99%以下	設置率 ○○% = $\frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	1点		
② 漏洩検知装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率100%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。) (供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計設備数とする。)	調整器出口(上流監視含む)から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンS等でも可とします。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率80%以上99%以下	設置率 ○○% = $\frac{\text{設置数}}{\text{供給設備数}}$	1点		

	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。 (設置率70%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
③ 集中監視システムの導入	導入率70%以上かつ第一号認定液化石油ガス販売事業者として認定を受けている。	消費者拒否の場合は未設置となります。  導入率 $○○\% = \frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	導入率70%以上		2点		
	導入率50%以上70%未満かつ第二号認定液化石油ガス販売事業者として認定を受けている。		2点		
	導入率30%以上70%未満		1点		
④ 安全装置付きガスコンロ	安全装置付きガスコンロへの交換を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能(タイマー)を搭載したコンロをいいます。	1点	点	1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいうガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも含み、全てガス漏れ警報器と連動しているものをいいます。	2点	点	2点又は0点
⑥ ガス栓カバー等	使用していないガス栓への設置又は遊び栓(使用しないガス栓)のないガス器具への交換を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に対応していること。		2点	点	2点又は0点
No. 3 予防保全(期限管理)					
① 調整器、高低圧ホースの定期交換	I類; S型は製造年月から10年 II類; N型は製造年月から7年 を経過した期限切れのものがないこと。 (調整器について、集合住宅等では一施設一台とする。)	I類未交換率 $○○\% = \frac{\text{期限切れ数}}{\text{設置施設数}}$  II類未交換率 $○○\% = \frac{\text{期限切れ数}}{\text{設置施設数}}$	3点	点	3点又は0点
② 定期交換の管理	上記①の交換期限リストが抽出できるソフトが組み込まれたコンピュータによる期限管理が導入されている。		2点	点	2点又は0点
③ 老朽化設備・機器の一掃	老朽化設備・機器の一掃を推進している。	ここでいう「老朽化設備・機器の一掃を推進している」とは、定期調査点検時ほか容器交換時点検、検針時に期限切れや老朽化設備を確認していることをいいます。	2点	点	2点又は0点
合 計			31点	0点	

## II. 保安管理体制

注) 全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
<b>N o. 1 保安教育・資格取得</b>					
① 保安教育の実施	保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにする。		2点	点	2点又は0点
	容器交換時や設備工事・修理等の際の標準作業マニュアルを作成する等、作業手順の再認識及び徹底並びに定められた作業を的確に実施できる技術力の向上を図るよう指導する。		3点	点	3点又は0点
	行政、地域協及び都道府県LPガス協会等が各地で実施される保安講習会に積極的に参加する。		2点	点	2点又は0点
② 従事者の資格(二販、設備士、業務主任者代理者)取得状況	150%以上	$\text{〇〇\%} = \frac{\text{延べ資格者数}(*1)}{\text{液石法の販売事業に係る従事者数}(*2)}$	3点	点	3点、2点又は0点
	100%以上150%未満	<p>*1「資格者数」とは、第二種販売主任者、液化石油ガス設備士、業務主任者代理者取得者の合計数を指す。例えば1名が2つの資格を取得している場合は「2」とする。</p> <p>*2「液石法の販売事業に係る従事者数」は、液石法の販売事業に係る経営者、総務・経理担当、パート・アルバイト等臨時採用者も含んだ数。</p>	2点		
<b>N o. 2 CO(一酸化炭素)中毒事故防止対策</b>					
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の掃を推進していること。 なお、交換されるまでの間はCO(一酸化炭素)警報器の設置を推進していること。 また、一酸化炭素中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	ここでいう不完全燃焼防止装置が付いていない器具とは、不完全燃焼防止装置が付いていない開放式及び半密閉式の湯沸器及び風呂釜をいいます。	2点	点	2点又は0点
② 消費設備の保安啓発活動	定期消費設備調査の際に、設置場所や排気筒が適切であること、腐食や閉そくの異常がないことを確認するとともに、消費者への事故防止についての啓発活動を行っていること。		2点	点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いていない燃焼器への交換	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器(湯沸器及び風呂釜)について、未交換率が0%であること。		3点	点	3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知	業務用厨房施設のオーナー、管理責任者や従業員等へ、法定周知に加え、ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知(注意喚起)を行っていること。		3点	点	3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置	業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		3点	点	3点又は0点
<b>N o. 3 配管図面</b>					
① 配管図面の保管	全消費者の現状の配管図面を保管している。	配管図面とは、LPガス設備全体の配管図面をいいます。	3点	点	3点又は0点
<b>N o. 4 埋設管の管理</b>					
① 経年埋設管の交換	露出配管やポリエチレン管への交換等、経年埋設管の交換を推進していること。		2点	点	2点又は0点
② 他工事業者による事故防止対策	他工事業者による埋設管損傷の対策を行っている。	他工事業者による損傷の対策の例 ・事前に工事の状況を把握 ・他工事業者との事前協議 ・現場立会い ・他工事業者に埋設管の位置の通知 ・現場を巡回し、漏えいの確認	3点	点	3点又は0点
合 計			31点	0点	

### Ⅲ. 保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
<b>№. 1 自主的な保安高度化の取組</b>					
① 法定期間内における供給設備点検頻度	全消費者に対し、4年点検項目（定期供給設備点検）について次の頻度で点検を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	2年に1回以上。	3点	点	3点、1点又は0点
		3年に1回。	1点		
② 法定期間内における消費設備調査頻度	全消費者に対し、4年調査項目（定期消費設備調査）について次の頻度で調査を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	2年に1回以上。	3点	点	3点、1点又は0点
		3年に1回。	1点		
③ メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は消費者に通知していること。		2点	点	2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置（一酸化炭素警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等）の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っている。 また、安全装置の無い消費者に対しては重点的な保安活動を行っている。		3点	点	3点又は0点
<b>№. 2 消費者保安啓発活動</b>					
① 消費者への保安啓発活動	全消費者に対し、年2回以上保安啓発活動を行っている。 (例：保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。)		3点	点	3点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 (例：LPガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示。)		2点	点	2点又は0点
③ 高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動	LPガスを使用する高齢者や身体の不自由な消費者を把握し、重点的な保安啓発活動を行っている。		3点	点	3点又は0点
④ リコール対象品への対応	経済産業省のリコール情報を定期的に確認するなどし、所有者情報を有している場合にはメーカーに情報提供する等の協力を努めている。		2点	点	2点又は0点
⑤ 長期使用製品安全点検制度への協力	消費者に制度の内容を周知するとともに、同意を得て代行記入をするなど、対象になっているLPガス機器の所有者票の回収率の向上に努めている。		2点	点	2点又は0点
合 計			23点	0点	-

#### IV. 自然災害対策（災害対策への取組）

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
① ガス放出防止型高圧ホース又はガス放出防止器の設置（マイコンメータの遮断機能とバルクを除く）	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。（設置率100%以下でも可。）		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計とします。	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	設置率70%以上99%以下	設置率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{設置数}}{\text{供給設備数}}$	2点		
	設置率50%以上70%未満		1点		
容器への鎖又はベルトの2本取付け	容器への鎖又はベルトの2本取付けを推進しており、消費者の要望に応じ積極的に取り付けていること。		3点		
③ 防災訓練の実施又は参加	災害発生時の災害活動が円滑に行われるよう、防災訓練を実施しているか又は他者が行う防災訓練に参加している。		2点	点	2点又は0点
④ 災害マニュアル、災害対策指針等の整備等	災害発生時に備え、災害マニュアル等を入手し活用している。	ここでいう災害マニュアル等とは、経済産業省及び高圧ガス保安協会が作成しているLPガス災害対策マニュアル、都道府県LPガス協会またはLPガス販売事業者が作成している災害マニュアルのことをいいます。	2点	点	2点又は0点
⑤ ハザードマップの活用	事業者（所）が所在している地域のハザードマップに基づいて、災害時の対策を講じている。		2点	点	2点又は0点
⑥ 災害発生時の対応について	災害発生時に被害報告を行う体制、報告様式等が整備されている。		1点	点	1点又は0点
合 計			15点	0点	-

#### 総合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）

総合計			100点	0点	-
-----	--	--	------	----	---

※総合計が90点以上の事業者（所）は技術総括・保安審議官表彰対象者として、提出されたチェックシートの記載内容について、経済産業省本省若しくは監督部が現地ヒアリングで確認させていただきます。

## 保安活動概要の記入用紙

## 計画

①保安教育について：

②安全装置の設置について：

③消費者啓発について：

④その他：

## 実行

## 検討・評価

※ 事業所において申請する場合は、事業所における取組の内容を記載すること。